

東京都キャップ&トレード制度

第2回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和7年10月17日（金曜日）

9:00～11:00

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 第1回検討会での論点及び主な意見について
- (2) 第1回検討会意見への追加説明について
- (3) 改正GX推進法を踏まえた対応について

3 閉 会

【配布資料】

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料2 「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」資料

参考資料 削減義務実施に向けた専門的事項検討会設置要綱

1 開 会

(1) 東京都挨拶

(2) 委員紹介

○事務局（椿野総量削減課長） それでは定刻になりましたので、ただいまより「第 2 回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開催いたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事の進行中、傍聴の方は御発言できませんので御承知おきください。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに本検討会の委員の皆様の紹介ですが、資料 1 のとおり、委員の皆様は前回と同様でございますので、個別の紹介は控えさせていただきます。

なお、本日堀江委員におかれましては、欠席の御連絡をいただいております。

では、これから議事の進行につきましては、高村座長にお願いしたいと思います。

高村座長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」について

(2) 第 1 回検討会意見への追加説明について

(3) 改正 GX 推進法を踏まえた対応について

○高村座長 皆様、おはようございます。朝早くからお集まりいただき、どうもありがとうございました。

では、早速ですけれども、本日の議事について検討を進めてまいりたいと思います。

最初に資料 2「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」資料について、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（椿野総量削減課長） それでは、事務局の総量削減課長の椿野です。よろしくお願いいたします。資料を御説明させていただきます。

初めに説明内容の目次です。

本資料は、大きく分けて 3 つのパートで構成されております。1 つ目は、「第 1 回検討会での論点及び主な意見」、2 つ目は、「第 1 回検討会意見への追加説明」、3 つ目は、「改正 GX 推進法を踏まえた対応」となっております。

次のページをお願いします。（3 ページ）

まずは、第1回検討会で確認いただいた主な論点について説明いたします。

今回の大きなポイントは、「国制度対象事業者のCO₂の直接排出（Scope1）」を東京都キャップ&トレード制度の削減義務対象から除外する、という点です。これにより、国の制度と都の制度で削減義務が重複してしまう部分を整理し、より効率的な排出削減を目指します。

左の図を御覧ください。事業所の排出量には、Scope1（直接排出）と、Scope2（間接排出）がありますが、国制度の対象となるScope1排出量は都の削減義務から除外し、残りのScope1とScope2は引き続き都の削減義務対象とします。

また、排出量報告については、事業所全体の排出量を引き続き報告していただきます。

右の図を御覧ください。国制度対象事業者のScope1の具体的な除外方法としては、基準排出量と年度排出量の両方を除外するものとします。基準排出量については、基準年にさかのぼって把握できる場合はその値を除外し、原単位を用いて基準排出量を設定しているなど、実数を把握できない場合は、年度排出量の割合分を差し引く方法を採用いたします。

次をお願いします。（4ページ）

続いて、第1回検討会でいただいた主な意見について御紹介いたします。

まず、都と国の制度の調整に当たっては、都制度の基本的なスタンスをしっかりと認識し、Scope2対策の強化など都の制度の実効性を高めて、国全体の排出削減が進む方法を考えるべき、との御意見がございました。また、Scope1排出量の除外による都制度への影響や、排出構成・割合について、より具体的な情報提供を求める意見もいただいております。

次のページをお願いします。（5ページ）

さらに、国のGX推進法の改正に伴い、第三者検証の水準や事業者の入れ替わりへの対応方法など、条例での対応についても御意見をいただきました。特に、都と国で検証の精度が異なる可能性や、事業者の入れ替わりが起こる場合などの対応方法について、今後の検討課題として挙げられました。

次のページをお願いします。（6ページ）

ここからは、東京都キャップ&トレード制度の基本的な考え方について御説明いたします。

この制度は、都の地域特性に合わせて大規模事業所のCO₂排出削減を促進することを目的としております。2008年の条例改正を経て、2010年から制度運営を開始し、産業部門だけでなく業務部門も対象とする世界初の都市型制度として、Scope1・2の排出削減を義務づけています。

また、省エネ技術や再エネ導入を促進し、環境技術やビジネスの発展にも寄与する仕組みとなっております。

次のページをお願いします。（7ページ）

次に、これまでのキャップ&トレード制度の実績と効果について御説明いたします。

制度開始以降、対象事業所の動向を把握しながら、用途やエネルギー使用状況に応じた

削減義務率の設定や業務ビルの間接排出の削減など、都の地域特性に応じた排出量規制を実施してきました。その結果、第一計画期間で 1,400 万 t、第二計画期間で 2,200 万 t、第三計画期間の 4 年間で 2,100 万 t の削減を達成し、2023 年度時点で、基準年度から 31% の削減を実現しております。

右の図を御覧ください。こちらは制度対象事業所で計画・実施された削減対策と削減量を示したものになります。年々対策の数と削減量も増えてきておりますので、制度対象事業所での削減対策が着実に進んでいるものと考えております。

次お願いします。(8 ページ)

続いて、第四計画期間の強化内容について御説明いたします。

これまでの省エネ削減目標から、省エネと再エネ利用による排出量削減目標へと転換し、第四計画期間は、削減義務率を 27% から 50% へ大幅に引き上げました。

また、排出量算定に使用する排出係数を「実排出係数」へ変更するとともに、オンサイト・オフサイト再エネ、再エネ由来証書による CO2 削減効果も排出量削減へ反映できる仕組みとしております。

次お願いします。(9 ページ)

続いて、今後の方針について御説明いたします。

東京都は「2050 年ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030 年までに温室効果ガスを 50%削減する「カーボンハーフ」を掲げております。これまで都内の CO2 削減には、大規模事業所を対象としたキャップ&トレード制度が重要な役割を果たしてきました。今後も Scope1・2 を含めた事業所全体の排出削減を進め、国の制度とも連携しながら、総量削減の達成を目指します。特に業務ビルが多い東京都では、業務部門の削減が重要であり、Scope1・2 の排出削減を総合的に進める必要がございます。

右の図を御覧ください。これはキャップ&トレード制度の対象事業所における排出量の割合を示したものです。濃い青色が Scope2 の割合で、全体の 81.3%を示しております。一方、国制度対象事業者の Scope1 は、薄い水色で僅か 4.4%になります。国制度対象事業所以外の Scope1、こちらが 14.3%を占めていることから、都としては、Scope1・2 両方含めた削減対策が引き続き重要であると考えております。

次お願いします。(10 ページ)

続いて、第 1 回検討会でも御意見いただいております、都の第三者検証の考え方について御説明いたします。

都制度では、排出量取引制度の適切な運用のため、事業者には温室効果ガスの算定結果について第三者検証を義務づけ、算定結果の正確性、信頼性の確保を図っております。今後は国制度対象となる Scope1 排出量は、都の削減義務の対象外となり、新たに超過削減量も発生しないことから、都制度においては第三者検証を不要とすることができるようになってまいります。

なお、詳細につきましては、国制度による第三者検証の検討も踏まえ、年度末のガイド

ライン改正に向け、より詳細を詰めてまいりたいと考えております。

次をお願いします。(11 ページ)

ここでは、「国制度対象排出量に変更が生じた場合の対応」について御説明いたします。

国制度と都制度が並行して運用されることで、事業所の排出状況が年度ごとに変化するケースが想定されます。

資料の上段のほうに書いておりますが、例えば、ある年度は国制度の対象だった事業者が翌年度には対象外となる場合や、所有権の移転、テナントの退去などで、事業所の中の国制度対象事業者が入れ替わる場合などがございます。

このような場合、都のキャップ&トレード制度における「基準排出量」や「年度排出量」の扱いを年度ごとに調整する必要がございます。

例えば、図にありますように、2026 年度から 2027 年度までは国制度の対象だった事業所が、2028 年度以降は国制度の対象外となった場合、2026 年度から 2027 年度は Scope1 排出量を都の削減義務から除外しますが、2028 年度以降は、Scope1 排出量も都の削減義務の対象に戻ります。

スライドの表や図では、こうした年度ごとの切り替えに合わせまして、基準排出量や排出上限量をどのように調整するかを示しております。左のグレーのところに計算方法を示しておりますが、例えば基準排出量が 10,000t、国制度対象の Scope1 排出量が 3,000t の場合、国制度対象の年度は基準排出量から 3,000t を除外した 7,000t を基準に削減義務量を計算いたします。国制度対象外となった年度は、Scope1 排出量も含めて 10,000t を基準に計算いたします。このように年度ごとに国制度の対象か対象外かが切り替わることで、5 年間の合計で適切な削減義務量・排出上限量が設定されるように調整いたします。

また、国制度の対象・対象外にかかわらず、Scope1・2 を含めた事業者全体での削減目標を設定していただくことが基本です。この仕組みにより、事業所の状況が変化しても、削減の目標や義務が適切に管理され、都全体の温室効果ガス削減目標の達成に向けて着実に進めていくことが可能となります。

次のページをお願いします。(12 ページ)

こちらは、国制度対象排出量の除外による東京都キャップ&トレード制度への影響を示しております。

国制度対象排出量を除外することで、都制度の削減義務から外れる Scope1 排出量は年間約 50 万 t、制度全体排出量の約 4.4%と推計されます。その構成としましては、用途別の事業所数や排出量を、今回の資料に追記させていただいております。除外される排出量の多くは産業部門である工場や熱供給事業所からの排出であり、これらの排出量は都制度の対象外となりますが、国制度にて削減義務が課せられるものとなります。

次をお願いします。(13 ページ)

ここからは今回の検討会で特に御意見いただきたい「削減義務対象事業所の判定方法」について詳しく御説明いたします。

現行制度では、事業所の年間原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった場合、「指定地球温暖化対象事業所」となり、これが 3 年連続で続くと「特定地球温暖化対策事業所」として削減義務が課されます。

しかし、今後は国の排出量取引制度が始まることで、同じ事業所が国と都の両方の制度の対象となるケースが発生します。この重複を避けるため、都の削減義務対象事業所の判定では、「国制度対象事業者のエネルギー使用量 (Scope1)」を除外した後の数値で判定する案を提示いたします。

具体的には、事業所全体のエネルギー使用量から、国制度対象の Scope1 分を差し引き、残りが 1,500 kL 以上かどうかを 3 年連続で確認いたします。除外後の値が 3 年連続 1,500 kL 以上なら「特定事業所」となり、都の削減義務が課されます。

一方、3 年連続 1,500kL 未満なら「指定相当事業所」となり、削減義務は課されず、排出量報告のみが必要となります。ただし、国制度対象となる Scope1 のエネルギー使用量を除外することにより、都の削減義務の対象外となった事業所に関しては、ほかの事業所と同様に、毎年度、計画書や排出量報告をしていただくほか、追加の様式を定めて Scope1、Scope2 それぞれの排出削減に関する取組方針や取組実績等の報告を求めていくことを考えております。

この仕組みにより、国と都の制度が重複した排出源に義務をかけることを防ぎつつ、都内全体の温室効果ガス排出削減を着実に進めることを目指しています。これによりまして、削減義務の有無にかかわらず、都内事業所全体の排出削減の進捗をしっかりと把握し、政策の実効性を高めてまいります。

次お願いいたします。(14 ページ)

続いてスライド 14 では、先ほどのスライド 13 で御説明した新たな判定方法につきまして、具体的な例を用いて説明いたします。

図の左側は現行制度、右側が改定案を示しております。

まず上段の新規事業所の事例です。2026 年度の実績で「指定事業所」となった場合、国制度対象となる Scope1 のエネルギー使用量を除外した値が、2026 年度から 2028 年度の 3 年連続で 1,500 kL 未満となる場合 (図のオレンジ色の部分)、改定案では、2029 年度から「特定事業所」ではなく、「指定相当地球温暖化対策事業所」となり、削減義務が課されない事業所となります。ただし、排出量報告は継続して提出いただく必要がございます。

次に、下段の既存の特定地球温暖化対策事業所の事例です。2025 年度時点で「特定事業所」である場合、2024 年度から 2026 年度の 3 か年で再度要件確認を行います。改定案では、国制度対象となる Scope1 のエネルギー使用量を除外した値が、3 年連続で 1,500kL 未満となれば、2027 年度から削減義務が課されない「指定相当地球温暖化対策事業所」となります。

もしこの 3 年連続で 1,500kL 未満とならなかった場合には、その後の年度で 3 年連続 1,500kL 未満となった時点で「指定相当事業所」となるような仕組みとなります。

次お願いいたします。(15 ページ)

最後に、今回の提案事項を採用した場合の制度への影響についてまとめます。

法対応により、基準排出量及び年度排出量から国制度対象事業者の Scope1 排出量を除外することで、年間約 50 万 t が都制度の義務対象外となります。さらに今度は緑色の部分になりますが、削減義務対象事業所の要件から Scope1 のエネルギー使用量を除外した場合、追加で Scope2 の排出量が年間約 3.3 万 t 義務対象外となり、全体では約 53 万 t が制度の対象外となる見込みです。緑色の部分になりますが、Scope2 の影響は制度全体の 0.3% と小さく、都の総量削減への影響は低いと考えております。

以上で資料の説明は終わりになります。

○高村座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました資料 2 について、委員の皆様から御意見、御質問などございましたら御発言をいただければと思います。会場に御出席の委員は、名札を立てていただくなり、あるいは挙手で教えていただければと思います。

リモートでオンラインで御出席の委員の皆様は、ZOOM の挙手機能を使ってお知らせをいただけると助かります。いかがでしょうか。

それでは、最初に会場で御出席の大野委員から御発言いただきたいと思います。その後、オンラインで御出席の村上委員、よろしくお願いします。

○大野委員 大体の全体は第 1 回でもお話をいただいた延長なので本質的な質問はないんですけれども、一つ教えていただきたいのは、11 ページに途中で国対象になって、国のほうの削減が進んで 10 万 t 未満になると都制度に戻ってくるというケースの扱いだと思うんですが、全体で国制度の対象になる事業所が約 100 事業所という推計をされていますけれども、いわばこういう境界型といいますか、ぎりぎりのところで入ったり出たり、そういう事業所というのは大体どのくらいあると想定されるんでしょうか。これはレアケースなのか、割と多く考えられるのかとか、その辺を知っておきたいんですけれども。

○事務局(椿野総量削減課長) 確認させてください。

○大野委員 分かりました。

○高村座長 それでは続いて、オンラインで御出席の村上委員、お願いできますでしょうか。

○村上委員 ありがとうございます。私も今日の資料に関しては非常に分かりやすさを増してくださいまして、中身についてというよりは、前提に関する部分で 2 点御質問です。かなりのその部分が、基本的なコンセプトはこうなんだけれども、何か変更があった場合にはこういうふうに調整しましょうというところのいろいろなパターンを検討されてきたんだと思うんですけれども、そもそもなんですが、この 3 年とか 5 年というその期間で考えることをどう考えるかというのと、あと 1,500kL というこの要件ですよね。ここがすごく普遍の、いろいろなものが変化していく中でここが普遍の壁という感じであるという認識をしまして、つまり何が言いたいのかというと、皆さん省エネを進めていくことによ

って、理想的にはみんなが 1,500kL よりも小さくなっていくということではなかろうかと思うんですが、そうしたときに本当に残った大きい人たちだけが CAP にかかっている、本来ネットゼロを目指していくに当たっては、その壁を考えていかなければいけないフェーズというのがネットゼロの道筋の中にあるんじゃないかと思ひまして、今回のようにいろいろな変更のパターンを検討される契機にと言ったら変ですが、出入りですね。出ていってしまっ、ぎりぎり多いんだけどもずっと出っ放しでという感じの方々がもし増えていくような可能性があるならば、その壁自体をどうするかという議論になるのでしょうし、私もこの 1,500kL というのが果たして何年前から 1,500kL だったのかというのが、それが昭和 54 年なのかもっと何年か後だったのかというところは今確認できずに御質問しているんですけれども、相当長くこれはある数字だと思ひていまして、そういった議論が今後、もしくは経緯の中であったかどうかというのを伺いできれば、非常に理解しやすいと思ひました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。事務局のほうから。

○事務局（椿野総量削減課長） 事務局から今の御質問に対して回答させていただきます。都のほうでは、先ほどの資料にもございましたとおり、削減義務については、大規模事業所に義務をかけていくというのが制度の基本的な考えです。

そのときの大規模事業所としての定義づけを、原油換算 1,500kL 以上としております。これは国の省エネ法ともスタンスを合わせているような考えで実施していきまして、こちらは削減義務が 2010 年からスタートしているんですけれども、その前の制度の段階、その段階から大規模事業所というのは 1,500kL という基準で実施してきております。

なお、では今後省エネが進んでこれを下回った場合はどうなのかと言いますと、一応このキャップ&トレード制度では、事業所で 1,500kL を 3 年連続下回った場合にはその義務対象ではなくなりますという仕組みになっております。また復活して 1,500kL を超えてくると義務に入ってくるんですけれども、一応下回った場合には義務から外れてきます。

そうした場合、都の制度としてどう考えるのかといった場合につきましては、一応大規模事業所はこのキャップ&トレード制度というもので対策をいろいろ考えております。それを下回る中小規模事業所というものは、都の中では別の制度を運用していきまして、地球温暖化対策報告書制度という別の制度でまた報告義務などを課していますので、一応そちらの制度のほうでフォローしていくような考えで、基本的には大規模から中小含めた対策の実施をしているというものになります。以上になります。

○村上委員 ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは武川委員、お願いいたします。

○武川委員 念のためということで、私は特段質問であつたり意見等はございませんので、こちらで賛成ということで発言させていただきます。ありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、あわせてまだ御意見がありましたらお願いしたいと思うんですけども、本日御欠席の堀江委員から事前に御意見をいただいていると伺っております。事務局から御紹介をいただければと思いますが、よろしいですか。

○事務局 本日欠席の堀江委員からコメントをいただいております。事務局のほうで読み上げさせていただきます。

「資料 13 ページの御提案につき、基本的には賛成です。国制度対象事業者の Scope1 相当のエネルギー使用量を除外した残りのエネルギー使用量が 1,500kL 以上か未満かにより、削減義務と報告義務に分ける考え方は妥当と思います。

そのほか、全体的に第 1 回目検討会での委員からの主な意見にも一定の対応をしていたいただいておりますが、検証につき、都の検証がなくなることにより、国の制度のもとで当面の間今より検証の水準が下がることは引き続き残念に思うところです。国と都の間で連携し、検証の水準が下がらないような対応を模索していただけることを期待しています」というコメントをいただいております。

○高村座長 ありがとうございます。今、堀江委員からの御意見を読み上げていただきました。

委員から、ほかに御質問、御意見がありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私から発言させていただこうと思いますけれども、今日整理をいただいた内容については、基本的には異論はございません。少し先ほどの村上委員の御発言にも関わるかと思うんですけども、一つは、国の制度が 26 年 4 月から動き出すことになるわけですが、国の委員会の議論を聞いていただいても分かるように、いろいろ制度設計をしていく中で、特に最初立ち上げのところで一種の試行錯誤で運用し、その効果を検証しながら、場合によっては見直しもしていく必要があるというふうにも感じています。

今回の東京都の制度は、国の制度と、ある面で事業者にとって過重な負担にならないという観点から調整をされていると思いますけれども、そういう意味でいくと、一つには国の制度が運用される中で、その実効性をやはりしっかり国としても当然検証しないといけないと思いますし、本日御説明いただいているように、東京都の制度自身が都内の排出量がしっかり把握をされ、削減されるような形でうまく国の制度と連携して運用ができていくかということは、やはり検証しながら見ていく必要があるだろうと思います。

その中で、先ほど村上委員の御発言にも関わるんじゃないかと申し上げましたのは、場合によっては都の制度自身をどうしていくかということの議論が必要になるかもしれないということかと思います。

二つ目は、よりテクニカルな話ですけども、とりわけ国の制度が来年 4 月から動き出したとき、当然動き出すところで通常の年度での制度の運用と少しスケジュールが異なる、一種の移行的な対応が必要になるのが特に 2026 年度は起こり得ると思います。そういう意味では、国の制度の運用のスケジュールと東京都のとりわけ国の制度の対象となる事業者

の皆さんに対する東京都の制度の対応というところが、うまくスケジュール感も含めて、特に初年度は調整といいましょうか、配慮が必要なようにも思っておりまして、ここはぜひ国のところの特に初年度のスケジュールについては、協議をしてうまく調整していただくということが、制度の対象となる事業者にとって明確な形で対応ができるかなと思っております。

今日御提案いただいたことというよりは、今後の課題として、ぜひ検討いただきたいという点を申し上げました。

ほかにいかがでしょうか。

では、大野委員、お願いします。

○大野委員 全体のことで、東京都に提案ということではないんですが、高村先生もおっしゃいましたけれども、私も今後の国の制度がしっかり本当に実効性を持ったものになるかどうか注目をしています。

御承知のように、国全体の排出量取引制度としては、もう四半世紀に及ぶ検討を経てようやく制度がスタートしたということは喜ばしいことですし、それがぜひ実効性を持つものになってほしいとつくづく思っております。

東京都の制度から17年遅れてスタートするということで、やはり排出量取引制度というのは、EUの事例を見ても実効性を持つまで一定の時間がかかるということは制度の特徴からやむを得ないと思うわけですが、現在の国の検討状況を見ていますと、そういう一般的な排出量取引制度の特徴ということを超えて、本当に実効性を持つものか、非常に大きな懸念をする要素もたくさんあると言わざるを得ないと思っています。

一つは前から言われていたように、全体の排出枠はCAPがあるという点で、これから各対象企業からの申請に基づいて排出枠が配分されていくことになると思うんですけれども、どうも今の議論とか制度のつくりから見てみると、本当に実効性のある排出枠の配分になるのか懸念をせざるを得ないような状況があると思います。

特にそれにも関連するんですが、火力発電、電源部分の、発電部分のベンチマークについては、石炭火力もそのまま残していくような議論がされていますし、本当にこれで必要な排出削減がされるのか非常に懸念を持ちます。

そういう意味で言いますと、国の制度が来年度から始まると言っても、本当に実効性のある制度になっていくにはどうしてもしばらく時間がかかるだろうということがありますので、その間、都制度が運用を続けて、これがさらに国の制度を強化していく目安になっていく、そういう運用をこれからも東京都の皆さんには期待をしたいと思っています。

スライドの9でScope1事業所についても都制度でカバーしてきたもののの中で、国の制度に行くのは4.4%、国の制度以外のScope1が14.3%となっていますので、ここはやはり国の制度の対象になる部分以上に、しっかりと都制度対象のScope1が下がっていくという実績を示すことによって、やはり国の制度の強化の方向性を見せていくことが大事ではないかと思っています。

そういう意味で、これまでの努力に敬意を表しますし、今後の取組に期待をしたいと思っています。以上であります。

○高村座長 ありがとうございます。ほかの委員から今回の御提案ももちろんですが、何か御発言がこの機会にございましたら、ぜひお願いできればと思いますけれども。武川委員、村上委員、お二人しかいらっしゃらないのですが、もし何か御発言があれば。無理強いはするものではないのですが。

○武川委員 そうしたら一言だけ。今、大野さんがおっしゃったのは本当にそのとおりだと思ってお聞きしておりました。国の制度は確かに大丈夫かなと思うところもありますので、ぜひ東京都の制度を走らせていただく中で、建設的な提言が必要だと思えば、そこはぜひ行っていただくという、そういう緊張関係というか、そういったことも含めて期待したいと、私も発電のベンチマークはあれでいいのかとか、結構思わないでもないところも多々あるので、そういったことも含めて、東京都にはぜひ期待したいと思っております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

村上委員、もしよろしければ。

○村上委員 ありがとうございます。私も総量削減の実績というのが一番重要で、かつ本質的な実績になると思いますし、それを積み重ねてこられたというところがあると思いますので、これからもそこは緩めずにということに期待したいと思います。

あと、産業構造を考えても、業務部門というのがますます重要になるはずであろうと考えると、ここに特に手厚く削減を促していかれるというところでは役割がますます増していられるのかなと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いいたします。

○事務局（椿野総量削減課長） 事務局から、先ほど大野委員から御質問をいただいた件と、高村委員からいただいた意見に対して回答させていただきたいと思います。

まず、国制度対象の事業者が10万tのところでは抜ける、ぎりぎりのところの会社が多いのかという御質問ですが、今回国制度対象事業者を持っている事業所が100事業所となっております。そのうち一応今うちのほうで検証している中では10万tから13万tぐらいの幅で収まっている事業者が5者ありますので、その5者が持っている事業所、今その事業所のリストではないんですけども、5者分が、今画面に映っている対応が発生してくる可能性があるということです。直近では今持っているデータで検証するとそうなる。ただこの先各者とも削減が進んでくれば、別にその5者だけではなくて、ほかの事業者についてもそういうことが発生する可能性があり得ますので、仕組みとしてつくっていくことが重要なのかなと考えております。

それと、高村委員のほうからいただきました国の制度の初年度の対応ですね。こちらにつきましては、特に事業者さんから出していただく提出書類の時期が一番気になるところ

かと思います。私たち都のほうでは、事業者さんに地球温暖化対策計画書を毎年 11 月に出していただいております。これは基本的には国の省エネ法や温対法の提出が終わった後ぐらゐのタイミングで設定しているんですけれども、今後は国の GX の提出がどのぐらゐの時期に設定されるのかその辺の動向も見ながら、特に国制度の対象事業者については、提出時期を少しずつという対応が取れるのかどうか。一応、知事が別に定める場合はできるという規定が規則のほうでありますので、そういうのも使いながら、国の検討の状況を踏まえて、ぜひ適切に対応していきたいと考えております。

○高村座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。今いただいた御質問への、あるいは御意見へのお答えもいただきましたけれども、何か追加で御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたらお知らせいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

念のため全体を通して何かよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この検討会は国の制度導入を踏まえて、場合によっては条例の改正もあり得るかもしれないということで制度の検討がされてきたと思いますけれども、今回最終回となることを予定しております。

私から最後に一言と書いてありますが、既にお話をしてしまったところが多いんですけれども、先ほど大野委員からもお話がありましたように、東京都のキャップ&トレード制度は検討から 17 年、実際実施からも 15 年の実績を持っていらっしゃる。しかも、本日も示していただいていますように、国に先駆けて導入して、特に都市型の排出をできるだけ低減していくというそうした削減の実績も積んでこられた制度だと思います。

今回、全国的に排出量取引制度が導入される、あるいはカーボンプライシングが導入されるということは非常に重要でありますし、期待をするところではあるんですけれども、しかしそれとの見合いで、この東京都の条例に基づく制度について、どういう形で調整、改正をしていくかということで御検討いただいたと思います。

やはり重要だと思いますのは、東京都が目指している東京都の排出量を着実に、しかも 50 年ゼロカーボン、カーボンゼロに向けての取組、削減を進めていくという上で、しっかり東京都の管轄圏内の排出量が本当に減っていくかということが、東京都の政策としても非常に重要だと思っていて、これは堀江委員からは検証の点で御指摘がありましたし、先ほど大野委員はじめ皆様から指摘されたのは、東京都の中での排出が減っていくという、排出削減の実効性が担保されるかどうかということをしかり見ていく必要があるということだと私も思います。

武川委員からは、場合によっては国と建設的に協議をし、提言もしていく必要もあるんじゃないかという御示唆をいただいたかと思います。

今回こうした二つの制度を調整する上で、特に東京都に対しては仮に国の制度の対象事業者についても報告をしていただくという形が必要だということを御提案いただいて、共通の認識であると思います。これはまさに今提示していただいていますけれども、場合に

よっては国の制度対象外になり得るような事業者、あるいは逆に国の制度の対象に入っていく事業者等々生じてくる場合に、しっかりその制度間の調整をする上でも、東京都に排出量に関する情報が提出をされるということが非常に重要だと思いますので、そういう意味では、それをしっかり実現をしていく制度としていただきたいと思います。

先生方には本当にお忙しいところ、かつ非常に専門的なといえるでしょうか、そういうところも多い検討事項でございましたけれども、大変有意義な御検討をいただいたと思います。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、もし御発言の御希望がないようでしたら、あるいは事務局から何かあれば。

○事務局（椿野総量削減課長） 大丈夫です。

○高村座長 それでは、本日予定しておりました検討会の議事は以上でございます。これで全ての議事を終了したということで、この後進行は事務局にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

3 閉 会

○事務局（椿野総量削減課長） 高村座長ありがとうございました。また、委員の皆様には大変貴重な御意見をいただきまして、心より感謝申し上げます。

今後国制度との調整を図るに当たり、都制度の実効性をより高めて、国制度とともに、都内の排出削減を一層促進できるよう取り組んでまいります。

また、皆様からいただいた御意見を踏まえて、年内の条例改正を実施するとともに、国制度の動向を踏まえて、年度内、ガイドライン策定に向けて調査検討を進めてまいります。

それでは、以上をもちまして、「第2回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

（了）